

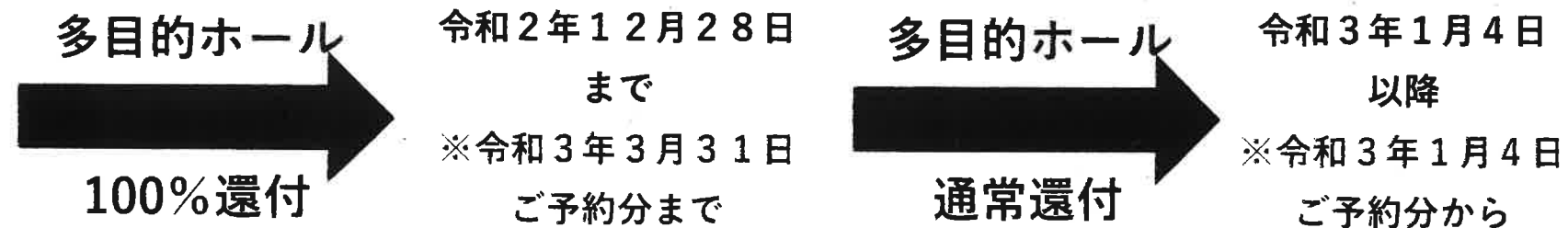
新型コロナウイルスに係る施設使用料還付について

施設利用の制限が一部緩和されたことに伴い、
新型コロナウイルス感染防止を理由とする施設利用を取消した場合の
使用料金の**還付**の取り扱いについては、以下のとおりとなります。

○6ヶ月前予約の部屋（多目的ホール）

- ・令和2年12月28日までの利用分：全額還付 ※申請期限は利用日当日までとなります。
- ・令和3年1月・2月・3月利用分：全額還付
※申請日の期限は令和2年12月28日までとなり、この日以降の申請は通常の還付割合となります。
- ・令和3年4月以降の利用分：通常取扱となります。

●掲載日以前の未使用の予約分についての申請期限は12月28日までとなります。



○3ヶ月前予約の部屋（多目的ホールを除く各集会室等）

- ・令和2年12月28日までの利用分：全額還付 ※申請期限は利用日当日までとなります。
- ・令和3年1月以降の利用分：通常取扱となります。

●掲載日以前の未使用の予約分についての申請期限は12月28日までとなります。

